

令和8年（2026年）2月13日

第二種社会福祉事業等における消費税の過誤払いについて

本市の業務委託契約及び指定管理協定（以下「契約等」という）において、非課税となる第二種社会福祉事業等であるにもかかわらず、消費税を含めた金額で契約等を締結していた事案が複数の事業において判明しました。

本市においてこのような不適切な契約及び事務執行が発生し、市民の皆さまの信頼を損ねる事態となりましたことを、深くお詫び申し上げます。

事案判明から当該事案に係る調査を進めてまいりましたが、今般、調査が概ね終了しましたので、本事案の経緯、過誤払い件数及び金額、過誤払い発生の原因、再発防止策等についてご説明します。

今後、同様の事案が再び発生することのないよう適切な事務処理に努めるとともに、徹底した再発防止に取り組んでまいります。

詳細は以下のとおりです。

1 概要

- 消費税法上、第二種社会福祉事業等は非課税とされており、契約等に際しては、本来、消費税を含めない金額で契約すべきところ、課税事業と同様、本体価格に消費税を含めた金額で締結していたため、当該消費税相当分について過誤払いが生じたもの。

※ 第二種社会福祉事業

社会福祉法第2条第3項に規定されている社会福祉事業。

今回の事案にて該当するのは、児童福祉法に規定する地域子育て支援拠点事業、児童家庭支援センターや児童厚生施設を経営する事業、老人福祉法に規定する老人福祉センターを経営する事業、など。

消費税法別表第二第7号口に掲げる消費税を課さない資産の譲渡等に含まれる。

2 経緯

- 令和5年12月、こども局において、児童福祉関連の委託事業が、第二種社会福祉事業であるにもかかわらず、消費税相当額を含めた金額で契約を締結していたことが判明した。
- これを受け、全庁的に調査を実施したところ、10事業・121件において消費税分の過誤払いが発生していたことを確認した。
- その後、法に基づく取扱いの整理や国税当局等への確認を行い、過誤払い額を算出したうえで、事業者への説明等を実施した。

3 全10事業における消費税相当分過誤払い件数及び金額 総額114,041,731円

(※今後、相手方に返還を求める分90,779,806円(令和2年度～7年度)、契約・協定変更を求める分23,261,925円(令和8年度以降))

局	区分	事業数(事業)	件数(件)	金額(円)
健康福祉局	契約	2	95	2,823,908
	指定管理協定	4	18	77,598,813
こども局	契約	2	5	17,366,082
	指定管理協定	1	2	11,724,943
経済観光局	契約	0	0	0
	指定管理協定	1	1	4,527,985
計		10	121	114,041,731

※事業については、別紙資料参照

4 消費税相当分過誤払い発生の原因

- (1)対象事業における消費税法上の非課税取扱いに関する知識が不足していたこと。
- (2)安易に前例や類似事例を踏襲し、内容確認が十分に行われなかつたこと。
- (3)庁内関係部署や関係機関からの情報の共有が全庁的に徹底されていなかつたこと。
- (4)誤った事務処理が行われた際の組織的チェック体制が不十分であったこと。

5 今後の対応等

- 相手方となる全40事業者に対し謝罪するとともに、事案の概要及び返還等について説明を行い、ご理解をいただいた。
- 現在、引き続き、正しい契約等の額及び消費税(相当)額を示した上で、税務署に対する消費税の更正請求の手続き等について、順次説明を行つてゐる。
- 今後、消費税納税済の相手方に対しては、税務署からの還付後に本市への返還を依頼し、消費税を納めていない相手方に対しては、民法に規定する現存利益の範囲内で、返還を依頼する。

6 再発防止策

- (1)第二種社会福祉事業を所管する局においては、担当者が正確な知識及び事務処理を確実に習得し、適切に引継ぎを行うよう徹底する。
- (2)全庁的な対応として、消費税非課税に関する内容を新たに盛り込んだ通知の発出や、マニュアルの改定を実施し、全職員に対し周知するとともに、研修等を行つた。
- (3)契約手続等における取組みとして、契約事務調査会議や実施伺、契約締結同時に、消費税要否の確認を義務付けるとともに、支払審査時に消費税要否の確認を徹底することで、組織的チェック体制を強化した。
- (4)財務会計関係の専門性の向上、情報共有及び迅速かつ確実な対応を期すため、契約・会計・監査部門との連絡協議の場を設置した。
- (5)国や県から発出される消費税に関する通知については、通知を受けた部署から関係があると思われる全ての部署への情報提供を行う体制を徹底することとした。

こども局 代表連絡先
こども支援課
電話： 096-328-2158
課長： 橋本 優子（はしもと りんこ）

(こども局関係課)
こども家庭福祉課
電話： 096-366-3030
課長： 船津 真理亜（ふなつ まりあ）

健康福祉局 代表連絡先
健康福祉政策課
電話： 096-328-2340
課長： 的場 弘二（まとば こうじ）
副課長：中村 るみ（なかむら るみ）

(健康福祉局関係課)
高齢福祉課
電話： 096-328-2963
課長： 西川 昭浩（にしかわ あきひろ）
副課長：樋木 史雄（かばき ふみお）

障がい福祉課
電話： 096-361-2519
課長： 小山 恭正（おやま きょうせい）

経済観光局 代表連絡先
起業・新産業支援課
電話： 096-328-2392
課長： 野口 信太朗（のぐち しんたろう）

【1. 根拠法令】

消費税法

(非課税)

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

別表第二（第六条、第十二条の二、第十二条の三、第三十条、第三十五条の二関係）

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）

口 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設を経営する事業、同条第三項第一号の二に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、同項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項又は第十三項から第十五項まで（定義）に規定する生活介護、就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）

社会福祉法

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業又は乳児等通園支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

【2. 事業一覧】

No.	事業名	契約等 種別	契約等 件数	所管課名
1	夢もやい館管理運営業務 (つどいの広場事業のみ)	指定管理	2	健康福祉政策課
2	植木健康福祉センター管理運営業 務 (つどいの広場事業のみ)	指定管理	2	
3	老人福祉センター管理運営業務	指定管理	12	高齢福祉課
4	短期集中予防サービス事業	委託	91	
5	認知症初期集中支援事業	委託	4	
6	障がい者福祉センター希望荘管理 運営業務	指定管理	2	障がい福祉課
7	ファミリーサポートセンター運営事業	委託	3	こども支援課
8	城南児童館管理運営業務	指定管理	2	
9	児童家庭支援センター運営事業	委託	2	こども家庭福祉課
10	森都心プラザ管理運営業務 (駅前子育てひろば事業のみ)	指定管理	1	起業・新産業支援課
合計			121	